

はじめに読みましょう



お母さんが赤ちゃんにプレゼントした感染症に対する抵抗力（免疫）は、生後数か月で自然に失われていき、感染症にかかりやすくなります。そのため、免疫が失われる前に、赤ちゃん自身で免疫をつくって感染症を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。

子どもは、成長とともに外出の機会が多くなり、特に保育園・幼稚園へ通うようになると、感染症にかかる可能性も高くなります。正しい理解のもとに計画的に予防接種を受け、子どもの健康を守りましょう。

予防接種を受ける前の注意事項

(1) 事前にこの予防接種ノートをよくお読みください

予防接種の必要性や副反応について正しく理解しておきましょう。

(2) 医療機関へは必ず事前に連絡を入れましょう

医療機関によっては、予防接種を行う日時が決まっている場合があります。

(3) 当日はお子さまの体調を確認しましょう

朝からいつもと変わった様子がないか、よく観察してください。体調の良いときに受けることが原則ですので、体調がすぐれない場合は接種を控えましょう。

体温は医療機関でも測定します。

(4) 保護者の同伴について

接種を受けるお子さまの状態をよく知っている保護者が同行してください。やむを得ず保護者以外が同伴する場合は、**保護者の委任状が必要**です。事前にご準備の上、医療機関に提出してください。

(5) 予診票は正確に記入してください

予診票は、医師が接種の可否を判断するための重要な情報です。記載漏れや誤りがあると、間違い接種につながる可能性があります。間違い接種は定期接種の対象外（任意接種）となり、接種費用が有料になってしまうため、予診票の書き方（19ページ）をよく読んで正しくご記入ください。

(6) 母子健康手帳を忘れずに

母子健康手帳がないと接種は受けられません。必ず持参しましょう。

(7) 予防接種について分からないことは相談を

分からないことや不安なことがあれば、柏市健康増進課へご相談ください。

【相談・問い合わせ先】

柏市 健康増進課

〒277-0004 柏市柏下65番地1 ウェルネス柏3階

TEL 04-7128-8166 / FAX 04-7164-1263

1 予防接種の対象者

接種日時点で柏市に住民票があるかた



市外へ転出された場合、この予防接種ノートは使用できません。（転出日の当日に接種はできません。）転出先の自治体へ予防接種の受け方について、ご確認ください。

2 持ち物

- 母子健康手帳
- 柏市の住所が確認できるもの（マイナ保険証など）
- 予診票（この予防接種ノートに付属する予診票に、予防接種番号シールを貼るか予防接種番号を記載してください。）

柏市では、予防接種法に基づき予防接種の履歴情報を正確に管理するため、予防接種番号をお子さまに交付しています。予防接種番号シールは、この予防接種ノートと一緒に送付しています。予防接種ノートの表紙、母子健康手帳の予防接種の記録ページにもシールを貼り、予防接種番号を忘れないようにしましょう。

3 接種を受ける場所

柏市予防接種指定医療機関



指定医療機関のご案内

柏市ホームページから
ご確認ください



柏市外で接種を希望されるかたへ

予防接種は住民票のある市区町村で受けることが原則ですが、やむを得ない事情がある場合は、市外で接種を受けることができます。

● 千葉県内協力医療機関で接種を希望する場合

千葉県内の一部医療機関では、「定期予防接種の相互乗り入れ制度」により、柏市予防接種指定医療機関と同じように、定期予防接種を受けることができます（柏市への事前申請は不要）。千葉県医師会のホームページから千葉県内協力医療機関であることをご確認の上、医療機関へ直接ご予約ください。



千葉県医師会
ホームページ

● 千葉県外で接種を希望する場合

里帰り出産や病気療養などの理由により、柏市外で定期予防接種を希望するかたは、柏市へ事前申請を行い、柏市が発行する「予防接種依頼書」を医療機関等に提出することで予防接種を受けることができます。予防接種費用は医療機関に一度全額を支払い、後日、市へ償還払いの手続きを行うことで、市が定める金額の範囲内で接種費用を助成します。手続きについては、柏市ホームページをご覧ください。柏市健康増進課へお問い合わせください。手続きには2週間ほどかかります。



市外で定期接種を
希望されるかたへ

4 費用

定期予防接種は無料です。ただし、予防接種法で定められた対象年齢以外で接種した場合、柏市内・千葉県内の指定医療機関以外で事前申請なく接種した場合は任意接種となり、有料となります。

5 こどもの定期接種※¹の種類と年齢

< 乳幼児期に受ける定期接種 > この予防接種ノートに予診票が付属しています。

頁	種類	対象年齢※ ²		標準的な接種期間※ ³		回数	備考
10	ロタウイルス Rotavirus	ロタテック (5価)	出生6週0日～ 32週0日	生後2か月～出生14週6日後までに 初回接種開始		3回	ワクチンの種類により、 接種間隔及び回数 が異なります
		ロタリックス (1価)	出生6週0日～ 24週0日			2回	
11	小児用肺炎球菌 Streptococcus pneumoniae	生後2か月～5歳未満 (追加接種は1歳以降)		初回	生後2か月～7か月未 満で接種開始	3回	接種開始時期により、 接種回数が異なります (追加接種時期 に注意)
				追加	初回接種終了後60日以上 の間をおいて、 かつ1歳～1歳3か月未 満	1回	
12	B型肝炎 Hepatitis B	1歳未満		生後2か月～9か月未 満		3回	
13	5種混合 Diphtheria/Pertussis/ Tetanus/Polio/Haemoph ilus influenzae type b	生後2か月～7歳6か月未 満		第1期 初回	生後2か月～7か月未 満	3回	
				第1期 追加	3回目終了後6か月～ 18か月までの間をおく	1回	
14	B C G (結核)	1歳未満		生後5か月～8か月未 満		1回	
15	麻疹風疹 混合(MR) Measles / Rubella	第1期	1歳～2歳未 満	1歳		1回	
		第2期	小学校就学前 の1年間	小学校就学前の1年間 (4月1日～3月31日まで)		1回	
16	水痘(みずぼうそう) Varicella	1歳～3歳未 満		1回目	1歳～1歳3か月未 満	2回	
				2回目	1回目接種後6か月～ 12か月までの間をおく		
17	日本脳炎 Japanese Encephalitis	第1期 初回	生後6か月～ 7歳6か月未 満	3歳		2回	
		第1期 追加	生後6か月～ 7歳6か月未 満	4歳		1回	

< 就学後に受ける定期接種 > 接種時期に個別で予診票を郵送します。

頁	種類	対象年齢		標準的な接種期間	回数	備考
17	日本脳炎 Japanese Encephalitis	第2期	9歳～13歳未 満	9歳	1回	
13	2種混合(DT) Diphtheria / Tetanus	第2期	11歳～13歳未 満	11歳	1回	
-	ヒトパピローマ ウイルス感染症 (HPV) Human Papilloma virus	小学6年生～ 高校1年生相当の女子		中学1年生相当	2回 または 3回	接種開始時期により、 接種間隔及び回数 が異なります

- ※¹「定期接種」は、予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められたものです。対象年齢や接種間隔を守って接種をした場合には、全額公費負担(無料)で受けることができます。「任意接種」は、予防接種法によって定められていないもので、有料となります。また、万が一健康被害が起きたときの救済の制度が異なります(8ページ参照)。
- ※²「対象年齢」とは、定期接種を受けることができる年齢です。「標準的な接種期間」を過ぎても対象年齢の範囲内であれば、接種可能と定められています。この期間より早くに、もしくは、過ぎてからの接種は「任意接種」となり、原則として自費での接種となります。月齢・年齢の数え方については、5ページを参照してください。
- ※³「標準的な接種期間」とは、それぞれの予防接種の免疫獲得等の目的から、予防接種を受けることが最も望ましい期間です。

月齢・年齢の数え方（例：令和8年4月1日生まれの場合）

- **生後2か月以降とは？**

4月1日生まれの場合、6月1日の前日に生後2か月を迎えたと考えるため、5月31日から接種できます。

- **1歳未満とは？**

誕生日の前日までが「1歳未満」です。そのため、令和9年3月31日まで接種できます。



- ・対象年齢から1日でも外れると、任意接種（有料）になります。
- ・標準的な接種時期を過ぎていても、対象年齢内であれば定期接種として受けられます。

接種間隔の数え方（例：令和8年4月1日に接種した場合）

- **接種間隔は「接種した日：0日目」「翌日：1日目」として数えます。**

- **27日以上あける場合、4週間後の「同じ曜日」から接種できます。**
この場合は4月29日から接種できます。

- **2か月以上あける場合、2か月後の「同じ日」から接種できます。**
この場合は6月1日から接種できます。



接種間隔が1日でも足りないと、任意接種（有料）になります。

予防接種を簡単に管理！子育て支援アプリ 「電子親子手帳 すくすく柏」のご紹介



ダウンロードは
こちら



予防接種は種類や回数も多く、どのように受けたらよいか悩まれる保護者のかたも多いと思います。子育て支援アプリ「電子親子手帳 すくすく柏」を活用すれば、簡単に予防接種のスケジュールを立てることができたり、お知らせ機能で接種日を教えてくれるので、受け忘れを防ぐこともできます。「電子親子手帳 すくすく柏」を活用して、予防接種を受けましょう！

< 電子親子手帳に関する問い合わせ先 > 母子保健課 04-7167-1257

7 ワクチンの同時接種

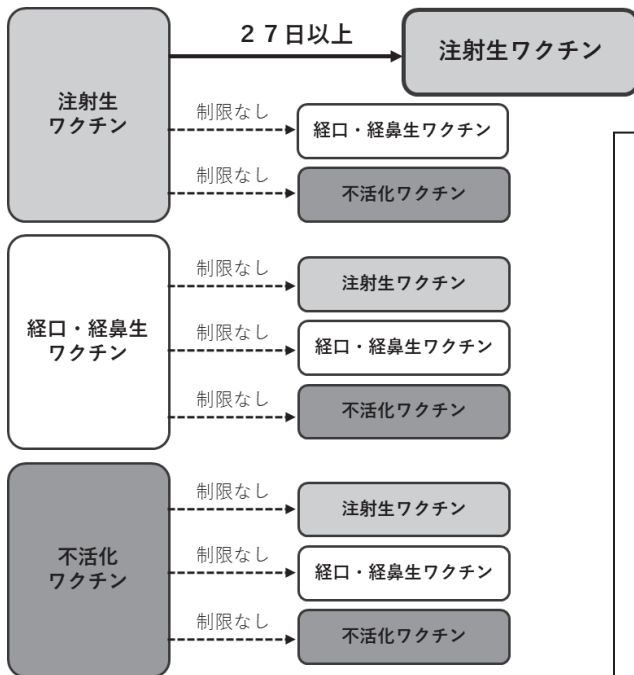
「同時接種」とは、2種類以上のワクチンを1回の通院で接種することをいいます。これは「医師が特に必要と認めただけに行うことができる」とされています。

小児科専門医やかかりつけ医とよくご相談ください。

※ 同時接種はワクチンの免疫をより早い時期に獲得できるという利点から、日本小児科学会より推奨されているものです。副反応の頻度や予防接種の効果については、単独接種の場合と差はないとされています。

8 ワクチンの種類と接種間隔

注射生ワクチン接種後に注射生ワクチンを接種する場合は27日以上の間隔をあけます。それ以外のワクチンとの接種間隔に制限はありません。



※ 同じワクチンを接種する場合はそれぞれのワクチンに定められた接種間隔を守る必要があります。

注射生ワクチン同士の接種間隔 27日以上 の考え方

接種日の4週間後の「同じ曜日」から接種できます。接種間隔の日数計算は、接種当日を0日目とし、接種日翌日を1日目として計算します。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

注射生ワクチン	BCG・麻しん風しん混合（MR）・麻しん・風しん・水痘・おたふくかぜ
経口生ワクチン	ロタウイルス
経鼻生ワクチン	インフルエンザ（経鼻）
不活化ワクチンなど	小児用肺炎球菌・B型肝炎・5種混合・2種混合・日本脳炎・ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）・インフルエンザ



生ワクチンとは

生きた細菌やウイルスの毒性を弱めたもので、これを接種することによってその病気にかかった場合と同じように抵抗力（免疫）ができます。接種後から体内で毒性を弱めた細菌やウイルスの増殖がはじまることから、それぞれのワクチンの性質に応じて、発熱や発疹等の軽い症状が出ることがあります。十分な抵抗力（免疫）ができるのに約1か月が必要です。しかし免疫が次第に低下し、弱くなることがあるので、追加接種を必要とするものもあります。

不活化ワクチンとは

細菌やウイルスを殺し抵抗力（免疫）をつくるのに必要な成分を使って毒性をなくしてつくったものです。体内で細菌やウイルスは増殖しないため、数回接種することによって抵抗力（免疫）ができます。一定の間隔で2～3回接種し、最小限必要な抵抗力（基礎免疫）ができたあと、数カ月～1年後に追加接種をして十分な抵抗力（免疫）ができることとなります。しばらくすると少しずつ抵抗力（免疫）が減ってしまいますので、長期に抵抗力（免疫）を保つためには、それぞれのワクチンの性質に応じて一定の間隔で追加接種が必要です。

9 予防接種の効果と副反応

効果

予防接種は、接種を受けた本人の病気の予防だけでなく、社会全体で感染症の流行を防ぐことにつながっています。しかし、予防接種を受ける人の体質、その時の体調などによって十分な免疫ができないこともあります。また、ワクチンの確実な効果を得るためには、規定どおりの間隔での接種が必要です。免疫ができたかどうかを知りたい場合や、予定どおりに接種できなかつたときには、かかりつけ医や接種をする医師に相談してみましょう。

副反応

予防接種と聞くと副反応が心配と消極的になるかたもいるようですが、現在日本で使用しているワクチンは、重大な副反応の頻度が少ないものです。また、実際に感染症にかかったときと比べると、ワクチンによって起こる副反応のほうが症状は軽く、発生頻度は少ないとされています。

接種を受けた後は、発熱や接種部位の腫れなどの症状が出る場合がありますが、一時的なものが多く、ほとんどが数日程度で治まります。症状が長引いたり、ぐったりしている、ミルクの飲みが悪いなど様子がおかしいと感じた時は、接種を受けた医療機関へ相談しましょう。

また、万が一予防接種を受けた後に健康被害が発生した場合は、救済制度による医療費等手当の支給対象となる場合があります。（詳細は8ページ「予防接種による健康被害救済制度について」をご参照ください。）

10 予防接種を受けることができないかた

- (1) 明らかな発熱のあるかた ※医療機関で測定した体温が37.5℃以上の場合をいいます。
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなかた
※その後の病気の变化がわからないため、接種は見合わせるのが原則です。
- (3) 受けようとしている予防接種のワクチンに含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあるかた
※「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。
- (4) その他、医師に不適當な状態と判断されたかた

11 予防接種を受ける際に、医師とよく相談する必要があるかた

以下に該当するかたは、かかりつけ医がいる場合には必ず前もって診てもらい、その医師のところで接種を受けるか、あるいは意見書をもってから接種しましょう。

- (1) 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液の病気、発育障害などで治療を受けているかた
- (2) 過去に予防接種の接種後2日以内に発熱、発しん、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられたかた
- (3) 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがあるかた
けいれん（ひきつけ）の起こった年齢、そのときの発熱の有無、その後起こっているか、受けるワクチンの種類などで条件が異なります。必ず、かかりつけ医と事前によく相談しましょう。
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされているかた及び近親者に先天性免疫不全症の者がいるかた

- (5) ワクチンに入っている培養に使う卵の成分、抗菌薬、安定剤などにアレルギーがあると言われたことがあるかた
- (6) BCG接種の場合は、家族に結核患者がいて長期に接触があった場合など、過去に結核に感染している疑いのあるかた
- (7) ロタウイルス感染症の予防接種においては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のあるかた

12 予防接種を受けた後の注意

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、医療機関でお子さまの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。まれに、急な副反応が起こることがあります。
- (2) 接種後、生ワクチンで4週間、不活化ワクチンで1週間は、副反応の出現に注意しましょう。
- (3) 接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位はこすらないでください。
- (4) 接種当日は普段通りの生活で差し支えありませんが、激しい運動はさけましょう。
- (5) 高熱、けいれん、その他異常な症状や副反応があるときは、速やかに医師の診察を受けてください。その後、柏市健康増進課(04-7128-8166)にご連絡ください。

予防接種による健康被害救済制度について

予防接種を受けた後に体調がすぐれないときには、速やかに医師の診察を受けてください。副反応によるものか、予防接種をする前後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等によるものかをご相談ください。また、予防接種による健康被害が起こった場合、予防接種が定期接種であったか、任意接種であったかによって、利用できる健康被害救済制度が異なります。

< 定期接種の場合 >

定期接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済の対象となります。その因果関係を専門家の審査会で審議し、認定された場合に市町村により医療費等の給付が行われます。

< 任意接種の場合 >

予防接種法に基づかない任意接種による健康被害の場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済の対象となります。おたふくかぜといった、柏市が費用助成を行っている任意接種による健康被害の場合は、専門家の審査会で審議し、認定された場合は、千葉県市町村事務組合からの救済対象となります。

13 予防接種の記録

予防接種をした記録は、接種した医療機関にて母子健康手帳へ記載します。予防接種の記録は将来、進学や就職、海外渡航の際に確認されることがあります。重要な記録となりますので、大切に保管してください。母子健康手帳の紛失・汚損などにより、予防接種の履歴がわからなくなった場合は、接種を受けた医療機関または市区町村自治体に接種履歴を確認してください。

To foreign residents 外国人のかたへ

Please refer to the Kashiwa City website^{※1} and “Vaccination Notebook Overview”^{※2}

Please refer to the “Vaccination and Children’s Health”^{※3} on the Public Foundation of Vaccination Research Center website for the foreign language version.

A foreign language version of the Prevaccination Checklist is also available. Please use it as a reference when filling out the Prevaccination Checklist for Kashiwa City.



※1 Kashiwa City website



※2 Vaccination Notebook Overview



※3 Vaccination and Children’s Health

柏市のホームページ^{※1}及び「予防接種ノート概要^{※2}」を参照してください。公益財団法人予防接種リサーチセンターのホームページに掲載されている「予防接種と子どもの健康（外国語版）^{※3}」を参照してください。外国語版の予診票も掲載されています。柏市の予診票を記入する際の参考にしてください。

